

取引制限解除依頼書

株式会社大和ネクスト銀行 御中

以下の取引制限の解除を依頼します。

- * 本依頼書をご送付の際は、本人確認書類と共にご送付ください。
- * ご記入後、訂正が必要な場合は二重取り消し線のうえ押印をお願いいたします。
修正液等での訂正は受付できませんのでご注意ください。
- * お取引制限の解除手続きの完了について、当社からご連絡いたしませんので、ご了承ください。

ご記入日	西暦	年	月	日												
ご氏名																
ご住所	〒															
電話番号	()															
生年月日	西暦	年	月	日												
銀行支店名	銀行支店を☑してください										銀行口座番号					
銀行口座番号 (7桁)	□エビス支店(101) □ダイコク支店(102) □ビシャモン支店(103) □ペンテン支店(104) □ホテイ支店(105)															
依頼内容	長期間の取引が無いことが理由の取引制限の解除															

住所・氏名・生年月日が記載されている有効期限内の本人確認書類を **2種類** ご用意ください。組立てた返信用封筒に依頼書と **2種類** の本人確認書類を同封の上、ご郵送ください。

＜本人確認書類＞

- 運転免許証(表裏)のコピー（有効期限内のもの）
- 健康保険証(表裏)のコピー（有効期限の記載がある場合は、有効期限内のもの）
※お名前、ご住所、生年月日すべての記載があることをご確認のうえ、記号番号を黒く塗りつぶしてください。
※健康保険証が本人確認書類としてご利用できるのは、2025 年 12 月 1 日までです。ただし、2025 年 12 月 1 日より前に有効期限が到来する場合は、当該有効期限までのご利用となります。
- マイナンバーカード(表)のコピー（有効期限内のもの）
※顔写真のある表面のみコピーしてください。個人番号が記載された裏面は必要ありません。
- 住民票の写し（発行日から 6 ヶ月以内の原本） 等

送 付 先：〒103-8790 日本橋郵便局私書箱第 293 号
大和ネクスト銀行 「諸届センター」

＜社用欄＞

CAS 部			→	法務コンプライアンス部		→	CAS 部	
受付	2 種類書類確認	形式点検		チェック	承認		登録	検印

①と貼り合わせる

料金受取人私郵便

日本橋局
承認
6027

差出有効期間
2026年1月31日
まで

(切手を貼らずに
お出しください。)

103-8790
744

日本橋郵便局私書箱第293号

株式会社 大和ネクスト銀行

「諸届センター」 行



③と貼り合わせる

- ☐ 実線で切り取り、ご使用ください。
- ☐ のり付けする際は、剥がれないように①、②、③の順番でしっかりと貼り合わせてください。

①

④ のりしろ

剥がれないようにしっかりと貼り付けてください。

封をする前に以下の書類を、もう一度
ご確認ください。

- ☐ 変更届または依頼書(必要事項の記入)
- ☐ 本人確認書類

封入物は、表示面を内側に折って封入してください。

③

⑤ のりしろ

剥がれないようにしっかりと貼り付けてください。

②

⑥ のりしろ
⑦ のりしろ

※印刷の際には、白紙または淡い色の紙にA4の大ききで出力してください。

⑧と貼り合わせる